

宇部市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、平成28年8月に策定した「宇部市本庁舎建設基本計画」を踏まえたうえで、新庁舎建設の基本・実施設計を行うため、高度な専門的知識と豊富な経験を有し、新庁舎の設計を委ねるに相応しい適性を備えた設計者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 宇部市新庁舎建設基本・実施設計業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 : 宇部市新庁舎建設に伴う基本設計及び実施設計
(詳細は、別紙「宇部市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書」のとおり。)
- (3) 履行期間 : 契約締結日から平成31年3月15日までとする。
- (4) 委託料上限 : 289,890,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 建物規模 : 庁舎延床面積 18,500㎡程度
- (6) 計画概要 : 「宇部市本庁舎建設基本計画」による。

3 基本条件及び選定方法

(1) 基本条件

本業務の受託に当たっては、代表企業と市内企業からなる、設計共同企業体（以下、「JV」という。）の結成を条件とする。

(2) 選定方法

ア 代表企業枠について、宇部市新庁舎建設基本・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による一次評価及び二次評価を実施し、最優秀者を優先交渉権者として、次点者を次点交渉権者として特定する。

イ 市内企業枠については、6（1）及び（3）の参加資格要件を満たす全ての市内企業枠応募者をJV構成員候補者として選定する。

ウ 代表企業枠から特定された優先交渉権者は、市内企業枠から選定されたJV構成員候補者全員を対象に、自らの責任において最適と判断される1者以上を選定し、JVを結成する。

エ 市は、結成されたJVを随意契約の相手方として契約の手続きを行う。

4 担当課（事務局）

宇部市 都市整備部 まちなか再生推進課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号 0836-34-8200（直通）

FAX番号 0836-22-6050（直通）

電子メール chosha@city.ube.yamaguchi.jp

5 スケジュール

代表企業枠	市内企業枠	日程等
プロポーザル開始の公告（受付開始）		平成 28 年 10 月 11 日（火）
参加表明書作成等に関する質問受付期限		平成 28 年 10 月 17 日（月）
参加表明書作成等に関する質問回答期限		平成 28 年 10 月 21 日（金）
参加表明書提出期限		平成 28 年 10 月 28 日（金）
（技術提案書提出者） …… （JV 構成員候補者） 選定・非選定結果通知		平成 28 年 11 月 8 日（火） 予定
技術提案書作成等に関する質問受付期限		平成 28 年 11 月 14 日（月）
技術提案書作成等に関する質問回答期限		平成 28 年 11 月 18 日（金）
技術提案書提出期限		平成 28 年 12 月 16 日（金）
公開ヒアリング		平成 28 年 12 月 23 日（金）
特定・非特定 結果通知		平成 29 年 1 月 6 日（金） 予定
設計共同企業体協定書提出期限		平成 29 年 1 月 20 日（金）
契約手続きへ		平成 29 年 1 月下旬

6 参加資格要件

（1）共通要件

本プロポーザルに参加する者は、申込日時点において、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後は除く。）でないこと。

ウ 平成 27・28 年度宇部市競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録があること。ただし、登録がない場合であっても、参加表明書と共に必要書類を提出し、4 の担当課において当該競争入札参加資格認定に準じた審査を行った結果、同等の資格を有すると認められた者は、本プロポーザルへの応募に限り、この要件を満たしているものとして取り扱う。（必要書類については、担当課へ確認

すること。)

エ 公募開始の日から契約締結日までの間において、宇部市の指名停止措置を受けている者でないこと。

オ 申込日以前に納付すべき宇部市税について、滞納していない者であること。

カ 代表企業枠に応募した者は、市内企業枠に応募していないこと。

キ 参加表明書及び技術提案書の提出は、1応募者につき1点であること。

ク 応募しようとする者相互の間に以下の①から③までのいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他の選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 代表企業枠要件

代表企業枠に応募する者は、申込日時点において、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 単体企業であること。

イ 下表の同種又は類似業務いずれかの実績を有する管理技術者を配置できること。

同種業務	平成13年4月1日以降に地方公共団体が発注した延床面積10,000㎡以上の庁舎（窓口業務、執務室及び議場等を主としたもの）に関する基本・実施設計業務（新築設計業務に限る。）のうち、平成28年9月30日までに実施設計を完了したもの。なお、他の用途との複合施設の場合は、庁舎用途部分の延床面積が10,000㎡以上のとき、実績として認める。また、JVにより受注した業務については、代表構成員であった場合のみ実績として認める。
------	---

類似業務	<p>次の①又は②いずれかに該当するもの。</p> <p>① 平成 13 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が発注した延床面積 5,000 m²以上の公共施設（不特定多数が利用するもの。学校・集合住宅を除く。）に関する基本・実施設計業務（新築設計業務に限る。）のうち、平成 28 年 9 月 30 日までに実施設計を完了したものの。</p> <p>② 平成 13 年 4 月 1 日以降に受注した延床面積 10,000 m²以上の平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二による類型 4(※1)又は類型 12(※2)の建物に関する基本・実施設計業務（新築設計業務に限る。）のうち、平成 28 年 9 月 30 日までに実施設計を完了したものの。</p>
------	--

※1 告示第 15 号別添二による類型 4「業務施設」

第 1 類(標準的なもの)：事務所等

第 2 類(複雑な設計等を必要とするもの)：銀行、本社ビル、庁舎等

※2 告示第 15 号別添二による類型 12「文化・交流・公益施設」

第 1 類(同上)：公民館、集会場、コミュニティセンター等

第 2 類(同上)：映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等

(3) 市内企業枠要件

市内企業枠に応募する者は、申込日時点において、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 単体企業であること。

イ 宇部市内に本社又は本店を有している者であること。

ウ 平成 13 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が発注した公共施設の基本設計又は実施設計に関する業務（新築、増築又は耐震補強設計業務に限る。）のうち、平成 28 年 9 月 30 日までに業務を完了した実績を有すること。また、JVにより受注した業務については、代表構成員であった場合のみ実績として認める。

7 業務実施上の条件

(1) 配置技術者（代表企業枠応募者）

管理技術者及び各分担業務分野（注 1）の主任担当技術者（注 2）を各 1 名配置するものとする。ただし、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、管理技術者は各主任担当技術者を兼任できない。また、各主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任できない。

ア 管理技術者

代表企業枠応募企業と申込日まで連続して 3 カ月以上の雇用関係にあり、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であること。

イ 建築（総合）主任担当技術者

代表企業枠応募企業と申込日まで連続して 3 カ月以上の雇用関係にあり、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であること。

ウ 建築（構造）主任担当技術者

建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士であること。

- エ 電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者
建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士であること。
- オ 積算主任担当技術者
社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

注 1 「分担業務分野」の分類は、下表の通りとする。なお、応募者において新たな分野を追加することは差し支えないが、その場合は、様式第 2 号に従い、当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。ただし、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定することはできない。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第一項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
積算	平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添四第一項第七号において示される業務

注 2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

(2) 業務の再委託

設計業務における建築（総合）分野を再委託してはならない。

上記以外の再委託に当たっては、事前に発注者の承諾を得るものとするが、トレース、資料整理、透視図作成等の簡易な業務を再委託する場合は、承諾を得なくてもよいものとする。

なお、参加表明手続きの際に「協力事務所調書(様式第 3 号)」を提出した場合は、当該様式に記載した業務の再委託について、事前承諾を得たものとみなす。

8 代表企業枠の参加手続き・選定方法

(1) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 平成 28 年 10 月 28 日（金）午後 5 時 15 分 必着
- イ 提出先 「4 担当課」と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。
※持参：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出。
※郵送：12 その他 (7) に留意し、提出期限（時刻）までに必着。
- エ 提出書類 ・参加表明書（様式第 1-1 号）・・・1 部
・配置予定技術者調書（様式第 2 号）・・・10 部
※本業務遂行のため、新たに分担業務分野を追加する場合もこの

様式を使用すること。

- ・協力事務所調書（様式第3号）・・・10部

※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ提出すること。

※本調書に市内設計事務所を記載する場合は、当該市内設計事務所を応募者のJV構成員として選定することはできない。

※提出書類を綴じる場合は、製本にはせず、ホッチキス留め（左上1箇所）又はクリップ留めとすること。なお、A3判書類についてはA4サイズに折り畳むこと。

(2) 参加表明書等に関する質問受付及び回答

ア 提出期限 平成28年10月17日（月）午後5時15分 必着

イ 提出先 「4 担当課」と同じ

ウ 提出方法 質問書（様式第4号）により、持参、FAX又は電子メールによる。
※必ず着信の確認を行うこと。

※メールの場合は、件名を「プロポ一次用質問【会社名】」とし、ファイル名を「様式第4号_一次質問書【会社名】」とすること。

エ 回答方法 平成28年10月21日（金）までに、質問者に対して電子メールで回答するとともに、本市ホームページ上に掲載する。

(3) 一次評価【技術提案書等の提案者の選定】

ア 評価基準

技術提案書等の提案者を選定するための評価基準は以下のとおりとする。

【一次評価基準】				配点		
評価項目	評価の着目点	判断基準			小計	
配置予定技術者調書 (様式第2号)	配置予定技術者の技術力	管理技術者、各主任担当技術者について、同種・類似業務の実績の有無及び携わった立場により評価する。	管理技術者	12	30	
			主任担当技術者	建築(総合)		9
				建築(構造)		3
				電気設備		3
		機械設備	3			
		CPD取得時間により継続能力開発の実績を評価する。	管理技術者	1	5	
			主任担当技術者	建築(総合)		1
				建築(構造)		1
電気設備	1					
機械設備	1					
一次評価の合計点					35	

イ 選定方法及び選定数

参加表明書を提出した者について、審査委員会において上記基準による書類審査を行い、評価の合計点の高い者から技術提案書等の提案者として5者程度を選定する。ただ

し、同評価の者が5者を超えて存在する場合はこの限りではない。なお、一次評価は非公開で行う。

ウ 選定・非選定結果の通知

一次評価の結果について、技術提案書等の提案者として選定された者に対しては、「選定通知書」によりその旨を通知する。選定されなかった者に対しては、「非選定通知書」によりその旨と理由を通知する。

なお、非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日は含まない。）以内に、書面を持参又は郵送することにより、非選定理由について説明を求められることができる。回答は書面で行うものとする。

(4) 技術提案書等に関する質問受付及び回答

- ア 提出期限 平成28年11月14日（月）午後5時15分 必着
- イ 提出先 「4 担当課」と同じ。
- ウ 提出方法 質問書（様式第4号）により、持参、FAX又は電子メールによる。
※必ず着信の確認を行うこと。
※メールの場合は、件名を「プロポ二次用質問【会社名】」とし、ファイル名を「様式第4号_二次質問書【会社名】」とすること。
- エ 回答方法 平成28年11月18日（金）までに、質問者に対して電子メールで回答するとともに、本市ホームページ上に掲載する。

(5) 技術提案書等の提出

- ア 提出期限 平成28年12月16日（金）午後5時15分 必着
※参加表明書等を提出し、一次評価で選定された提案者においても、提出期限までに技術提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。
- イ 提出先 「4 担当課」と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。
※持参：平日午前8時30分から午後5時15分までに提出。
※郵送：12 その他(7)に留意し、提出期限（時刻）までに必着。
※提出書類の受付順に公開ヒアリングの順番を決める「くじ引き」を行う。ただし、郵送の場合は担当課が代理でくじを引く。
- エ 提出書類
- ・技術提案書等提出書（様式第5号）・・・1部
 - ・業務実施方針調書（様式第6-1号）・・・11部
 - ・業務工程表（様式第7号）・・・11部
 - ・技術提案書（様式第8号）・・・11部
 - ・参考見積書（様式任意）・・・1部
- ※ただし、A4判とし、業務ごとの内訳金額が分かること。
- ・プレゼンテーション用データ（CD-ROM又はDVD-ROM）・・・1枚
- ※パワーポイントにより作成すること。内容は、「技術提案書」、「業務工程表」及び「業務実施方針調書」に記載された文書、スケッチ等の範囲内に限り、動画を使用することは認めない。

【使用PC】OS：Windows8.1pro / PowerPoint：Office2013 Standard

※提出書類を綴じる場合は、製本にはせず、ホッチキス留め（左上1箇所）又はクリップ留めとすること。なお、A3判書類についてはA4サイズに折り畳むこと。

※様式第6-1号から第8号の作成に当たっては、提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

オ 技術提案書のテーマ

「宇部市本庁舎建設基本計画」を踏まえ、本市の地域特性等を十分に理解した上で、以下のテーマについて提案すること。

- ① 「緑と花と彫刻のまち」宇部の美しさを感じ、まちづくりを先導する庁舎の実現に向けた設計上の留意点について
- ② 市庁舎と税務署の一体的整備のメリットを活かした、だれもが利用しやすい庁舎の実現に向けた設計上の留意点について
- ③ ライフサイクルコストに配慮し、経済性を兼ね備えたスマートビルの実現に向けた設計上の留意点について
- ④ その他、基本計画の趣旨を踏まえ、特に重視する設計上の配慮事項について

※様式第8号により、1テーマ1枚（A3片面）にまとめてください。

(6) 二次評価【優先交渉権者及び次点交渉権者の特定】

ア 評価基準

優先交渉権者及び次点交渉権者を特定するための評価基準は以下のとおりとする。

【二次評価基準】			配点	
評価項目	評価の着目点	判断基準		小計
一次評価	一次評価による得点			35
業務実施方針調書 (様式第6-1号)	業務理解度・取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解度が高く、意欲が見られる場合に優位に評価する。	6	6
業務工程表 (様式第7号)	業務実施方針	実施方針、担当チーム体制(バックアップ体制含む)等について、的確性、効率性、実現性を総合的に評価する。	3	10
技術提案書 (様式第8号)		市内企業との役割分担、連携のあり方等を地域貢献の観点から評価する。	3	
ヒアリング		設計過程における「市民参画」「情報公開」手法について、的確性、積極性を総合的に評価する。	4	
	業務工程計画	工程計画の的確性、効率性、実現性を総合的に評価する。	5	5

評価テーマに対する技術提案	テーマ①	的確性(求めたテーマについて正しく理解し、与条件との整合性がとれているか等)を評価する。	3	11
		独創性(独自性、新規性、発信力のある宇部市らしい提案がなされているか等)を評価する。	4	
		実現性(技術面、コスト面等で理論的に裏づけされており、説得力のある提案となっているか等)を評価する。	4	
	テーマ②	同上	3	11
			4	
			4	
	テーマ③	同上	3	11
			4	
			4	
	テーマ④	的確性(適切な着眼点、問題点、解決方法等が提示され、基本計画や与条件との整合性がとれているか等)を評価する。	3	11
		独創性 ※テーマ①と同じ	4	
		実現性 ※テーマ①と同じ	4	
参考見積書	※参考見積書については、評価に含めない。			-
二次評価の合計点				100

イ 公開ヒアリング

一次評価により選定した提案者を対象に、審査委員会委員によるヒアリングを公開で実施する。なお、審査委員会による審査については非公開で行う。

- ① 実施予定日 平成 28 年 12 月 23 日 (金)
- ② 実施場所 男女共同参画センター・フォーユー
- ③ 実施方法 別添 1 【ヒアリング実施要領】のとおり

イ 特定方法

審査委員会において上記基準による審査を行い、評価の合計点が最上位である者を優先交渉権者、二番目に高かった者を次点交渉権者として特定する。

優先交渉権者及び次点交渉権者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨と理由を通知する。

なお、非特定通知書を受け取った提案者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日(休日は含まない。)以内に、書面を持参又は郵送することにより、非特定理由について説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。

(7) 結果の公表

審査委員会における審査結果、特定された優先交渉権者の技術提案書については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

9 市内企業枠の参加手続き・選定方法

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出期限 平成 28 年 10 月 28 日（金）午後 5 時 15 分 必着

イ 提出先 「4 担当課」と同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による

※持参：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出。

※郵送：12 その他 (7)に留意し、提出期限（時刻）までに必着。

エ 提出書類

- ・参加表明書（様式第 1－2 号）・・・1 部
- ・業務実施方針調書（様式第 6－2 号）・・・6 部
- ・設計事務所概要（様式第 9 号）・・・6 部
- ・設計事務所業務実績調書（様式第 10 号）・・・6 部

※提出書類を綴じる場合は、製本にはせず、ホッチキス留め（左上 1 箇所）又はクリップ留めとすること。なお、A3 判書類については A4 サイズに折り畳むこと。

(2) 参加表明書等に関する質問受付及び回答

「8 (2)」と同じ

(3) 選定方法

審査委員会において、提出書類の審査を実施し、参加資格要件を満たすことを確認した上で市内企業枠 J V 構成員候補者名簿に登録し、その旨を通知する。なお、市内企業枠 J V 構成員候補者名簿に登録された者の提出書類については、代表企業枠の二次評価対象者に対し公表するものとする。

10 審査委員会の構成

宇部市新庁舎建設基本・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会委員		
役 職	氏 名	備 考
委員長	末次 宣正	副市長
委 員	内田 文雄	宇部市本庁舎建設検討市民委員会委員長 宇部市本庁舎建設基本計画検討委員会委員長 山口大学大学院教授（建築デザイン学）
委 員	鵜 心治	宇部市本庁舎建設検討市民委員会委員 山口大学大学院教授（都市計画学）
委 員	小金井 真	山口大学大学院教授（人間環境工学）
委 員	高橋 淳	中国地方整備局営繕部整備課長
委 員	加藤 克彦	広島国税局総務部営繕監理官
委 員	山崎 伸一	中国財務局管財部管財総括第二課長
委 員	藤崎 昌治	宇部市総務管理部長
委 員	白石 光芳	宇部市都市整備部長

11 業務委託契約

(1) J Vの結成

代表企業枠の二次評価において優先交渉権者に特定された者は、自らの責任において、市内企業枠 J V構成員候補者に対するヒアリング等を実施し、その中から最適となる 1 者以上を選定して J Vを結成する。なお、市内企業枠 J V構成員の合計出資比率は 20%以上とし、構成員の分担業務を明記した設計共同企業体協定書の写しを審査結果の公表後 2 週間以内に提出すること。

(2) 契約締結交渉

(1) で結成された J Vと市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次点交渉権者と市内企業枠 J V構成員候補者により結成された J Vと契約交渉を行う。

(3) 工事監理等業務について

本業務に関する工事監理業務及び工事施工段階において設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務については、本業務の受託者に対して随意契約により発注する予定である。

12 その他

- (1) 本プロポーザルにおける技術提案は、設計者を特定するため、調査、検討及び設計業務における取組方法等についての提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成・提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始するものとする。
- (2) 技術提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- (3) 技術提案の視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。（記載例は別添 2「プロポーザル記載例」のとおり。）
- (4) 技術提案書の評価を厳正かつ公正に実施するため、社名や会社のロゴマーク等、所属団体が判明する記載をしないようにすること。（協力事務所を含む。）
- (5) 上記(2)～(4)に抵触する場合は、評価を下げる又は評価しない場合がある。
- (6) 技術提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を応募者の負担とする。
- (7) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする応募者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。応募者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。
- (8) 提出された技術提案書等の著作権は応募者に帰属するが、本市が本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行うことがある。
- (9) 本プロポーザル審査終了後、公平性、透明性及び客観性を期するため提出された技術提案書等を公表することがある。
- (10) 提出書類の返却は行わない。
- (11) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (12) 本業務の内容は、本市が定める契約書のほか特記仕様書等に基づくが、技術提案書等に記載された内容及びヒアリングの内容のうち、本市が必要と判断する場合は特記仕

様書に反映する。

- (13) 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、本市の了解を得ること。
- (14) 担当課以外の関係課等へ問い合わせることは禁止する。
- (15) 応募者（参加表明書等の提出を予定している者も含む。）又はその関係者は、本プロポーザルに関して、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (16) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (17) 応募者に対する現地説明会等は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、来庁者等のプライバシーに十分配慮し、近隣住民、通行人等に迷惑がかからないようにすること。
- (18) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合があるが、この場合、応募者に対して市は一切の責任を負わない。
- (19) 本業務の受託者（協力事務所を含む）と建設業者との間に資本、人事面等において関連があると認められる場合、その建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできない。
- (20) 本業務とは別に、用地測量業務、地質調査業務を発注予定のため、契約後は業務受託者と連携を図り、業務を遂行すること。
- (21) 本要領に規定されていない事項が発生した場合の取扱いについては、審査委員会と事務局が協議し決定する。

【別添1】

宇部市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル ヒアリング実施要領

1 対象者

宇部市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、一次評価により選定され、技術提案書等を事務局に受理された者を対象に実施する。

2 ヒアリングの実施方法等

ヒアリングは次のとおり実施する。

(1) 実施予定日

平成 28 年 12 月 23 日（金）

(2) ヒアリング会場

男女共同参画センター・フォーユー

(3) 出席者

出席者は 3 名以内とする。（協力事務所の同席を含む。）ただし、管理技術者は原則として出席すること。なお、様式第 5 号に記載のない者は出席できない。

(4) 出席者の集合場所・時間

各対象者へ別途通知する。

(5) 実施方法

ア ヒアリングの時間は 1 者につき 40 分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを 20 分以内、質疑応答を 20 分程度とする。

イ ヒアリングは、公開で行う。ただし、本プロポーザルに係る技術提案者は他の技術提案者のヒアリングの傍聴はできない。なお、審査委員会の審査は非公開で行う。

ウ プレゼンテーションは、事前に提出されたパワーポイントのデータを用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。

エ プレゼンテーションの際に、本業務における立場（管理技術者、主任担当技術者等）を紹介すること。（会社名や所属等の紹介はしないこと。なお、紹介の時間もプレゼンテーション 20 分以内の中を含む。）

オ プレゼンテーションに使用するプロジェクター、パソコン、スクリーン、配線等については、事務局で用意する。（準備、片付けの時間をそれぞれ 5 分設ける。）

また、パワーポイントデータの内容は、「技術提案書」、「業務工程表」及び「業務実施方針調書」に記載された文書、スケッチ等の範囲内に限り、動画を使用することは認めない。

【使用 PC】 OS : Windows8.1pro / PowerPoint : Office2013 Standard

(6) 留意事項

ア 出席者のヒアリング会場への入場は、事務局の係員が指示するものとし、それ以外には入場できないものとする。

イ 技術提案書等の評価を厳正かつ公平に実施するため、ヒアリング中は、社名を名乗るなど提案者の所属がわかるような行為をしないこと。

なお、ヒアリングは「A社」、「B社」等、会社名を伏せて行う。

ウ ヒアリングにおいて、審査委員会委員及び事務局に対する出席者からの質問等は受け付けない。

エ プレゼンテーション及び質疑応答を実施している間にヒアリング会場から退出した出席者は、再び会場に入場することはできない。

オ ヒアリング会場における携帯電話等通信機器の使用は禁止する。

カ プレゼンテーション及び質疑応答の状況を録画又は録音することは禁止する。

3 その他

(1) ヒアリングの順番は、技術提案書提出の際に受付順に行う「くじ引き」により決定する。

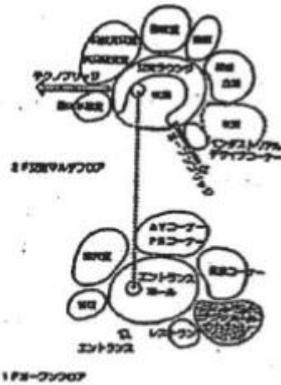
(2) ヒアリングに関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は必要に応じて対象者全員に通知する。

(3) 当日の進行上の都合により、開始時刻が別途通知した時間と異なる場合があるが、その場合は事務局の指示に従うこと。

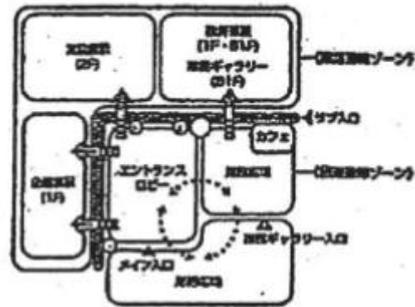
プロポーザルで許される表現の例

①許される表現例及びその理由

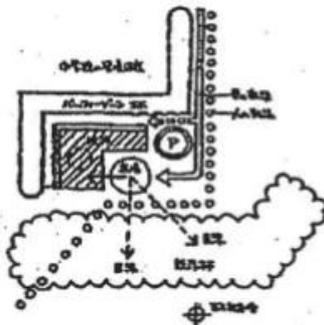
① 許される表現例及びその理由



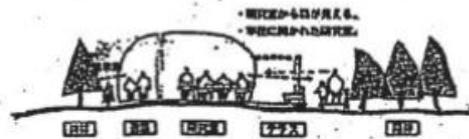
ホール、ラウンジを中心にするという設計の考え方を表現しているものである。



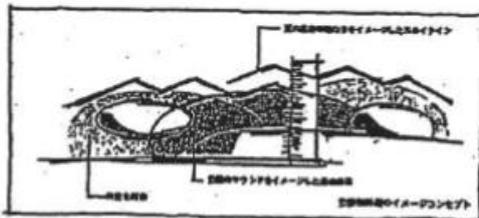
人の動線を説明するときに、それを補うために建物内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。



人の動線を説明するときに、それを補うために建物内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。



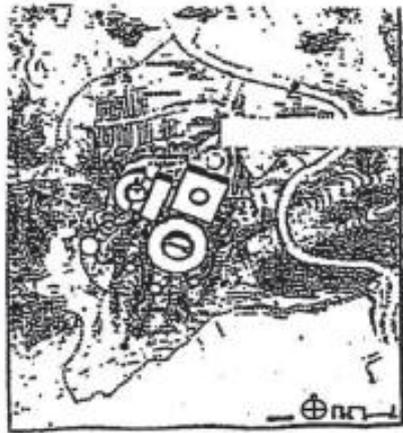
施設と周辺環境との関係をイメージで表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。



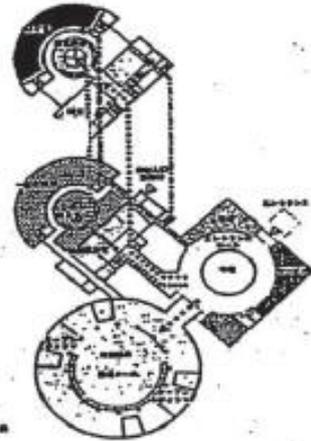
建物のイメージを表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。

プロポーザルで許されない表現の例

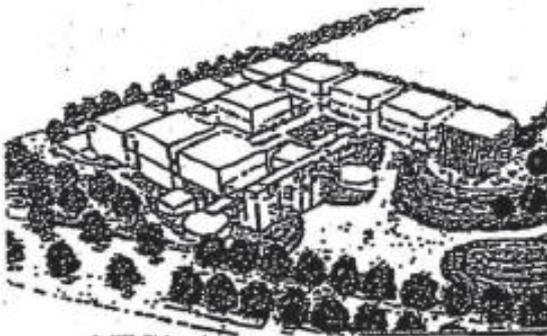
②許されない表現例及びその理由



建物形状が具体的に表現された、周辺地域も含めた配置図である。



具体的な平面図である。

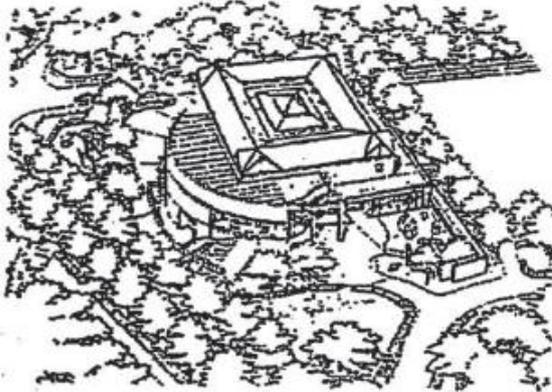


建物の具体的な配置計画やボリューム等が具体的に表現された鳥瞰図である。

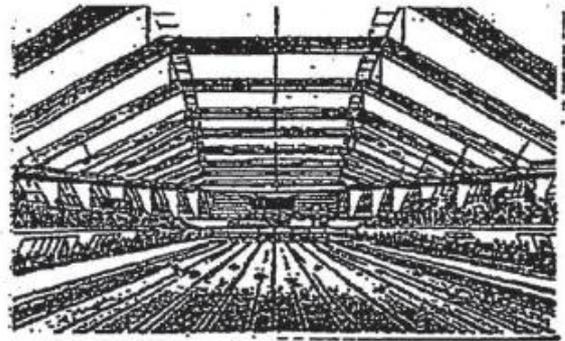


建物の具体的形状が表現された透視図である。

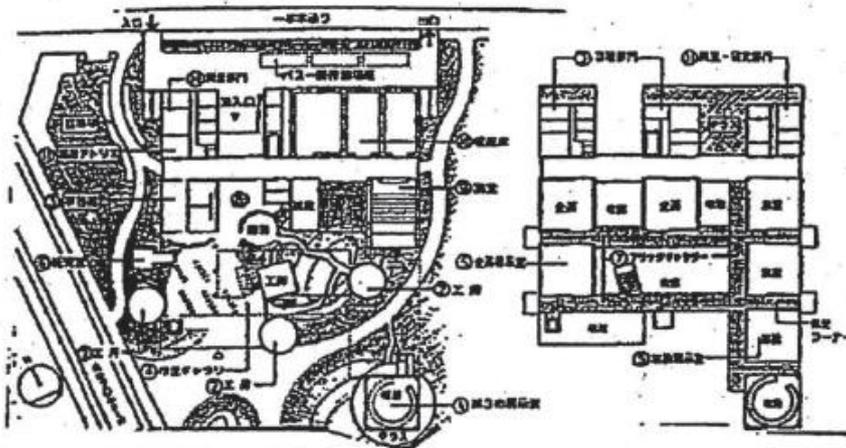
プロポーザルで許されない表現の例



外観の形状が具体的に表現された鳥瞰図である。



内観の透視図である。



一定の尺度のもとで作成された具体的な配置図、平面図である。